

京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第114号

京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部を改正する規則

京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「区民部納税課長（以下「納税課長」）」を「地域力推進室庶務係長（以下「庶務係長」）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「納税課担当課長補佐等」を「庶務係長」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(会計室)